

通達甲（交. 執. 行 2）第 20 号
平成 14 年 11 月 18 日

存	続	期	間
---	---	---	---

関係所属長 殿

交 通 部 長

○ 自動車運転代行業の営業所に対する立入検査規程の運用 について

〔沿革〕 平成 17 年 9 月 通達甲（副監. 総. 企. 組）第 21 号
27 年 3 月 同（副監. 交. 総. 組）第 9 号改正

このたび、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号。以下「法」という。）が施行されたことに伴い、自動車運転代行業の営業所に対する立入検査規程（平成 14 年 5 月 29 日東京都公安委員会規程第 5 号）が制定されたので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 運用上の留意事項

1 立入検査の実施（第 3 条関係）

- 立入検査の実施に当たっての関係所属長への決裁は、別記様式第 1 号の「立入検査実施簿」により行うこと。
- 「立入検査を行う必要があると認めた場合」とは、次の場合をいう。
 - 自動車運転代行業を営む者の法令遵守状況（行政処分後を含む。）の確認をする必要があるとき。
 - 法第 21 条第 1 項の規定による報告又は資料の提出要求に対して、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の指定する期日内にこれらが行われないうとき、又はこれらが行われた場合であっても、内容が不明確であるとき。
 - その他法の履行確保のため、必要があるとき。
- 交通部長（警察署長にあつては、交通総務課長経由。以下同じ。）への報告は、別記様式第 2

号の「自動車運転代行業を営む者の営業所に対する立入検査実施予定報告書」により行うこと。

(4) 立入検査の実施要領

ア 立入検査は、別記様式第3号の「立入検査実施表」（以下「実施表」という。）を活用して、綿密に実施すること。

イ 行政処分の理由となった事項又は以前指導した事項がある場合には、その履行状況をよく確認すること。

2 立入検査の実施者（第4条関係）

(1) 交通総務課長は、原則として交通安全組織系の職員の中から立入検査実施者を指定するものとする。

(2) 警察署長は、交通執行担当のみでは対処できない場合は、交通執行担当以外の巡査部長以上の幹部の中から、指導に関して適任と認められる者を指定することができる。

3 証票（第5条関係）

(1) 身分証明書の保管

関係所属長は、次に掲げる者の中から、身分証明書の保管取扱者を指定するものとする。

ア 交通総務課にあつては、立入検査の実施を担当する課長代理又は係長

イ 警察署にあつては、交通課長又は交通執行担当の課長代理（島部警察署にあつては、次長）
なお、身分証明書の取扱いに当たっては、施錠設備のあるロッカー等に保管し、各種事故防止に細心の注意を払うものとする。

(2) 身分証明書の交付

ア 関係所属長は、立入検査実施者を指定した場合は、別記様式第4号の「身分証明書交付上申書」により、その都度、公安委員会（警察署長にあつては、交通総務課長経由。以下同じ。）に上申し、身分証明書の交付を受けるものとする。

イ 関係所属長は、立入検査実施者に身分証明書が交付された場合は、別記様式第5号の「身分証明書交付簿」に所要事項を記載し、交付状況を明らかにしておくものとする。

ウ 関係所属長は、身分証明書が汚損し、破損し、亡失し、又は滅失した場合は、身分証明書交付上申書により、その都度、公安委員会に上申して再交付を受けるものとする。この場合において、異動等により立入検査実施者の指定が解除され不要となった身分証明書、汚損し、又は破損した身分証明書及び再交付後に回復した身分証明書は、別記様式第6号の「身分証明書返納書」により公安委員会に返納するものとする。

4 遵守事項（第7条関係）

(1) 身分証明書の提示

立入検査を実施するに当たっては、必ず身分証明書を携帯し、営業者が在所するときは営業者に、営業者が不在のときは管理者又は従業者のうち責任あるもの（以下「在所責任者」という。）に対してこれを提示し、立入検査である旨を明らかにすること。

(2) 関係者の立会い

立入検査を実施する場合は、営業者又は在所責任者（以下「関係者」という。）を立ち合わせ、職務執行の適正を期すること。

(3) 営業者の正当な業務への配慮

立入検査を実施するに当たっては、法に規定された各種義務の遵守状況についてのみ実施し、業務への支障がないように配慮すること。

(4) 立入検査場所

立入検査場所は、営業所に限られるので、営業所と住居が同一の場合は、住居のうち営業の用に供される場所について立入検査を行うこと。

(5) 立入検査時間

立入検査は、原則として営業時間中に実施すること。ただし、これによりがたい場合は、関係者が営業所に在所している時に実施すること。

なお、早朝時間帯の立入検査は、関係者の休憩等を考慮して、特段の事情のない限り行わないこと。

(6) 品位の保持及び適正な言動

ア 立入検査に当たっては、茶菓子等の接待を受けないこと。また、営業所に在所する客に対し配慮すること。

イ 営業者から相談を受けた場合は、不用意又は無責任な示唆又は回答をして誤解を招くことのないように注意すること。

(7) 立入検査目的の遵守

立入検査は、法令の規定が遵守されているかどうかを調査するため、必要な限度において認められているものであるので、必要な範囲を超えて質問したり検査をしたりしないこと。

(8) 立入検査を拒否された場合の措置

立入検査を拒否された場合は、この者の抵抗を實力で排除してまで立入検査をすることはできないので、ねばり強く説得に努めること。ただし、これに応じないときは、幹部の指揮により、写真撮影、録音、参考人の確保、採証等を十分に行ってその事実を立証するとともに、状況に応じて必要な措置をとること。

5 報告（第8条関係）

(1) 立入検査の実施結果の報告については、実施表により行うこと。

(2) 関係所属長は、立入検査を実施した場合は、実施表の写しにより交通部長に報告すること。

(3) 警察署長及び交通総務課長は、自動車運転代行業取扱要綱の制定について（平成14年11月18日通達甲（交・総・組）第19号）に規定する別記様式第21号の「補助用紙」の立入検査実施記録欄に、立入検査実施年月日及び立入検査実施者を記載すること。

6 措置（第9条関係）

(1) 「事案に応じた適切な是正措置」とは、次の措置をいう。

ア 認定証の提示義務違反等の形式的かつ比較的軽微な違反で、現場における指導により是正

が期待できるものについては、その場で指摘して是正させること。

イ 違反行為を発見し、後日、関係者の呼出しを必要と認めたときは、招致指導等の措置をとること。この場合において、別記様式第7号の「呼出承認簿」により、所属長の承認を受け、関係者に対して別記様式第8号の「呼出状」を交付して行うこと。

(2) 認定の取消し処分、営業の停止処分、営業の廃止処分等の事由に該当する違反で、その原因、動機、情状等を勘案し、遵法営業を期待できないものについては、行政処分の上申の措置をとること。

7 東京都との連携（第10条関係）

関係所属長は、立入検査を実施するに当たって、東京都知事から立入検査の合同実施の要請があった場合は、交通部長に報告した上、これに応ずること。

第2 その他

法に基づく立入検査は、法の遵守の確保という行政目的により行うものであり、犯罪防止上必要のある場合は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）の規定に基づく立入りを行うこと。

立入検査実施簿（別記様式第1号）

自動車運転代行業を営む者の営業所に対する立入検査実施予定報告書（別記様式第2号）

立入検査実施表（別記様式第3号）

身分証明書交付上申書（別記様式第4号）

身分証明書交付簿（別記様式第5号）

身分証明書返納書（別記様式第6号）

呼出承認簿（別記様式第7号）

呼出状（別記様式第8号）

報告 () 第 号

年 月 日

交 通 部 長 殿 (交. 総. 組)

長

自動車運転代行業を営む者の営業所に対する立入検査実施予定報告書

予 定 日 時	年 月 日 () 午前・後 時 分～ 午前・後 時 分までの間
予 定 場 所	営業所 (主・その他) の所在地 市・区・郡 町・村 丁目 番 号 氏名又は名称
予 定 対 象 者	主たる営業所の所在地 市・区・郡 町・村 丁目 番 号 氏名又は名称 生年月日 年 月 日生 (歳) 認定証番号
承 認 年 月 日	年 月 日 ()
実 施 予 定 者	署 係 階 級 氏 名 他 名 警電
備 考	

注 東京都との合同立入検査を実施する場合は、備考欄に合同実施者名及び人員を記載すること。

署 長	副 署 長	課 長	課長代理	係 長	年 月 日	
課 長	理 事 官	課長代理	係 長	主 任	職 名	氏 名
						㊦
						㊦
立 入 検 査 実 施 表						
実施月日時		月 日 時 分から 月 日 時 分まで				
営 業 所	氏名又は名称					
	所在地					
	責 任 者	役 職	氏 名	安全運転管理者	氏 名	
	立 会 人	役 職	氏 名	副安全運転管理者	氏 名	
所	運転代行業務 従事者名簿	誓 約 書	乗務記録簿	苦情の処理 に関する帳簿	運転代行業務従事者 に対する指導記録簿	
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
検 査 事 項	公安委員会の 所 掌 事 項	運転代行業務従事者名簿は正しく記載されているか				適・否
		誓約書は正しく記載されているか				適・否
		乗務記録簿は正しく記載されているか				適・否
		認定証は見やすい場所に掲示されているか				適・否
		認定事項の変更届出はなされているか				適・否
		名義貸し営業を行っていないか				適・否
		営業の停止又は認定の取消しに違反する営業実態はないか				適・否
		自動車の使用制限命令違反の実態はないか				適・否
		その他 ()				適・否

上申()第 号
年 月 日

東京都公安委員会 殿

長 印

身分証明書交付上申書

自動車運転代行業の営業所に対する立入検査規程（平成14年東京都公安委員会規程第5号）第5条に定める身分証明書の交付を上申する。

記

上 申 事 由	新 規 再交付（汚 損・破 損・亡 失・滅 失）		
	係	階 級	氏 名
被 交 付 者			

通知 () 第 号
年 月 日

東京都公安委員会 殿

長 印

身分証明書返納書

自動車運転代行業の営業所に対する立入検査規程（平成14年東京都公安委員会規程第5号）第5条に定める身分証明書を次のとおり添付して返納する。

記

返 納 理 由	異動等による立入検査実施者の指定解除 汚 損・破 損・再 交 付 後 回 復		
	係	階 級	氏 名
返 納 者			

年 月 日

呼 出 状

住 所

氏 名 殿

警 視 庁 長 印

年 月 日 () 午前・午後 時 分ころ

貴営業所に立入検査を実施したところ、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律違反 () があり、お尋ねしたいことがありますので、次によりおいで下さい。

記

1 日 時 年 月 日 () 午前・午後 時 分

2 場 所 警視庁 署・課 係

3 所在地

電話

4 持参品

この呼出状、印鑑、認定証、運転代行業務従事者の名簿、誓約書、運転代行業務従事者ごとの乗務記録、その他 ()

5 その他

(1) 必ず本人がおいで下さい。

(2) 駐車場はありませんので注意して下さい。

扱者

印